

総務教育常任委員会資料

○総務教育常任委員会報告事項

報告事項 1	福島町犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例……………	3
報告事項 2	旅費宿泊料の改正に伴う関係条例の整理に関する条例……………	1 0
報告事項 3	福島町犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例……………	1 3
報告事項 4	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例……………	1 6
報告事項 5	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例……………	1 9
報告事項 6	福島町チャレンジスピリット応援条例を廃止する条例……………	2 1

○経済福祉常任委員会報告事項

報告事項 7	福島町水道事業の財務規程の適用に伴う関係条例の整理に関する条例……………	2 2
報告事項 8	福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例……………	3 7
報告事項 9	福島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	3 9
報告事項 1 0	福島町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	4 0
報告事項 1 1	福島町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例……………	4 3
報告事項 1 2	福島町森林整備計画の策定について……………	4 8

総務課・企画課・福祉課・産業課・建設課

報告事項 1 福島町犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例

1 制定の理由

犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）において、国との適切な役割分担を踏まえて、地方公共団体は地域の状況に応じた施策を策定及び実施する責務を有することと規定されております。

町においては、犯罪被害者等の支援の施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復に資することを目的とする福島町犯罪被害者等支援条例を令和 5 年に制定しております。

国では、法律に基づき犯罪被害者等給付金を支給しているところですが、申請から審査を経て支給までの期間が 1 年程度を要することから、町において速やかに見舞金を支給することにより、被害者又は遺族の生活の安定と精神的被害負担軽減を図るため、当条例を制定するものであります。

2 条例の内容

(1) 見舞金の支給対象者（第 3 条関係）

犯罪被害者又はその遺族に対し支給する。

(2) 見舞金の種類及び見舞金額（第 4 条、第 5 条関係）

見舞金の種類等については表のとおりですが、いずれも犯罪被害が行われた時及び受けた日から引き続き町内に住所を有している者としてします。

【種類及び見舞金等】

種 類	支給対象者	見舞金額
遺 族 見 舞 金	犯罪行為により死亡した者の遺族	3 0 万円
傷 病 見 舞 金	犯罪行為により傷病を受けた者	1 0 万円
性犯罪見舞金	性犯罪被害を受けた者	1 0 万円

(3) 遺族の範囲及び順位（第 6 条関係）

遺族見舞金の支給を受ける遺族の範囲は次のとおりです。

- ① 犯罪被害者の配偶者
- ② 犯罪被害者の収入により生計維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- ③ ②に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- ④ 遺族の順位 ① → ② → ③

(4) 見舞金を支給しないことができる場合（第 7 条関係）

- ① 被害者及び遺族と加害者に親族関係があったとき。
- ② 被害者又は遺族が犯罪を誘発したとき又はその責めに帰すべき行為があったとき
- ③ 暴力団員及びこれらのものと密接な関係を有する者

(5) 見舞金の支給申請及び期限（第 8 条関係）

支給申請手続きは規則で定めますが、申請期限については犯罪被害の発生を知った日から 2 年又は犯罪被害が発生した日から 7 年を経過したときとします。

(6) 見舞金の支給決定の取り消し（第 9 条関係）

第 7 条の規定に該当することが判明したときや、不正な手段により支給を受けたことが判明した場合は返還を求めることができることとします。

(7) 規則への委任（第 10 条関係）

条例の施行に必要な事項は規則で定めます。

3 条例制定に伴い改正が必要な条例

福島町犯罪被害者等支援条例（令和 5 年福島町条例第 2 号）の一部改正をし、見舞金の支給を規定します。

4 施行年月日

令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

5 制定する条例案及び規則案

別紙 1 福島町犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例（案）

別紙 2 福島町犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例施行規則（案）
（様式省略）

別紙 1

福島町犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、福島町犯罪被害者等支援条例（令和5年福島町条例第2号）第7条の規定に基づき、犯罪被害者等見舞金（以下「見舞金」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 傷病 負傷又は疾病（精神的な疾病を含む。）であつて、その療養に要する期間が1月以上であると医師により診断されたものをいう。
- (3) 犯罪被害 犯罪行為による死亡若しくは傷病又は不同意性交等若しくは監護者性交等（以下これらを「性犯罪被害」という。）を受けたもので、警察に被害を届け出ることが困難であると認められる場合を除き、被害届出が警察に受理されているものに限る。
- (4) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者（当該犯罪被害の原因となつた犯罪行為が行われた時に町内に住所を有している者に限る。）をいう。

（見舞金の支給）

第3条 町長は、犯罪被害者があるときは、犯罪被害者又はその遺族に対し、見舞金を支給する。

（見舞金の種類等）

第4条 見舞金は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して、一時金として支給する。

- (1) 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した者の第1順位遺族（第6条第2項の規定による第1順位の遺族をいう。）であり、かつ、死亡の原因となつた犯罪行為が行われた時から引き続き町内に住所を有している者
- (2) 傷病見舞金 犯罪行為により傷病を受けた者であり、かつ、傷病の原因となつた犯罪行為が行われた時から引き続き町内に住所を有している者
- (3) 性犯罪被害見舞金 性犯罪被害を受けた者であり、かつ、性犯罪被害を受けた時から引き続き町内に住所を有している者

（見舞金の額）

第5条 見舞金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 遺族見舞金 30万円
- (2) 傷病見舞金 10万円
- (3) 性犯罪被害見舞金 10万円

- 2 傷病見舞金又は性犯罪被害見舞金の支給を受けた者が、当該見舞金の支給に係る犯罪被害に起因して死亡した場合、遺族見舞金の額は、前項第1号の規定にかかわらず、同号に定める額から当該支給を受けた傷病見舞金又は性犯罪被害見舞金の額を控除した額とする。
- 3 性犯罪被害を受け、及び当該性犯罪被害により傷病を負った者に対して支給する見舞金については、傷病見舞金又は性犯罪被害見舞金のいずれかとする。
- 4 本町以外の機関等から同種の金銭給付を受けた場合にあっては、第1項各号に定める見舞金の額から当該金銭給付を受けた額を控除した額とする。
- 5 遺族見舞金の支給を受けるべき第1順位の遺族が2人以上あるときは、当該遺族の協議により、当該遺族のいずれか1人を代表者として定めなければならない。この場合において、代表者に対して行つた見舞金の支給は、当該遺族全員に対してなされたものとみなす。

(遺族の範囲及び順位)

第6条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、犯罪被害者の死亡の時ににおいて、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）
 - (2) 犯罪被害者の収入によつて生計を維持していた犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
 - (3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- 2 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

(見舞金を支給しないことができる場合)

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、見舞金を支給しないことができる。

- (1) 犯罪行為が行われたときにおいて、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者の間に次のいずれかに該当する親族関係があつたとき。ただし、当該親族関係が破綻していたと認められる場合、その他支援を行わないことが社会通念上適切でないと認められる特段の事情がある場合は、この限りでない。
 - ア 夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）
 - イ 直系血族（親子については、養子縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある場合を含む。）
 - ウ 3親等内の親族（ア又はイに掲げる者を除く。）
- (2) 犯罪被害者又は第1順位遺族が犯罪を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者又は第1順位遺族にもその責めに帰すべき行為があつたとき。
- (3) 犯罪被害者又は第1順位遺族が、福島町暴力団排除条例（平成25年福島町条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する団員並びにこれらのものと密接な関係を有する者であるとき。

- (4) 前3号に掲げる場合のほか、犯罪被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でないと思えられるとき。

(見舞金の支給申請)

第8条 見舞金の支給を受けようとする者は、規則で定めるところにより、町長に申請しなければならない。

- 2 前項の申請は、当該犯罪被害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。

(見舞金の支給決定の取消等)

第9条 町長は、第7条の規定に該当することが判明したとき、又は偽りその他不正な手段により見舞金の支給を受けたことが判明したときは、当該見舞金の支給決定を取消し、既に支給を行つた見舞金の返還を求めることができる。

(規則への委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例は、この条例の施行の日以後において行われた犯罪行為による犯罪被害について適用する。

別紙 2

福島町犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、福島町犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例（令和7年福島町条例第●号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（遺族見舞金の支給申請）

第3条 遺族見舞金の支給を受けようとする者（以下「遺族見舞金申請者」という。）は、遺族見舞金支給申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡年月日を証明することができる書類
- (2) 犯罪被害者が当該死亡の原因となる犯罪行為が行われたときに町内に住所を有していたことを証明する書類（除かれた住民票の写し、戸籍の附票の写し等）
- (3) 遺族見舞金申請者が犯罪被害の原因となつた犯罪行為が行われたときにおいて、町内に住所を有していたことを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票の写し等）
- (4) 遺族見舞金申請者と犯罪被害者との続柄を明らかにすることができる書類（戸籍の謄本又は抄本その他の書類）
- (5) 遺族見舞金申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を認めることができる書類（住民票の写し、犯罪被害者及び遺族見舞金申請者の親族、友人、隣人等の申述書等）
- (6) 遺族見舞金申請者が条例第5条第1項第1号に規定する者以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類（戸籍の謄本又は抄本その他の書類）
- (7) 第1順位遺族が2人以上あるときは、遺族見舞金代表者選任届（別記様式第2号）
- (8) 遺族見舞金申請者が条例第5条第1項第2号に該当する者であるときは、犯罪行為が行われた当時犯罪被害者の収入によつて生計を維持していた事実を認めることができる書類
- (9) その他町長が必要と認める書類

2 前項に定める書類のうち、遺族見舞金申請者の同意により町長が公簿等により確認できる場合は、書類の添付を省略することができるものとする。

3 遺族見舞金申請者が未成年者である場合又はやむを得ない理由により当該見舞金の申請手続ができない場合は、当該申請者に代わつて親族等が申請手続をすることができるものとする。

（傷病見舞金等の支給申請）

第4条 傷病見舞金又は性犯罪被害見舞金の支給を受けようとする者（以下「傷病見舞金等申請者」という。）は、傷病・性犯罪被害見舞金支給申請書（別記様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 傷病見舞金の支給申請を行う場合にあっては、傷病を受けた日、負傷の状態及び療養に係る日数に関する医師の診断書
- (2) 犯罪被害者が犯罪被害の原因となつた犯罪行為が行われたときに町内に住所を有していたことを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票の写し等）
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 前項に定める書類のうち、傷病見舞金等申請者の同意により町長が公簿等により確認できる場合は、書類の添付を省略することができるものとする。

3 傷病見舞金等申請者が未成年者である場合又はやむを得ない理由により当該見舞金の申請手続ができない場合は、当該申請者に代わつて親族等が申請手続をすることができるものとする。

（見舞金の支給決定等）

第5条 町長は、第3条第1項及び前条第1項により見舞金の支給申請があつたときは、その内容を審査し、速やかに見舞金の支給を決定し、又は支給しない旨の決定を行い、見舞金支給決定通知書（別記様式第4号）又は見舞金不支給決定通知書（別記様式第5号）により、その内容を当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により見舞金の支給の可否を決定するときは、警察その他捜査機関からの情報を参考とする。

（見舞金の請求及び支給）

第6条 見舞金を支給する旨の決定を受けた者は、その支払を請求しようとするときは、見舞金請求書（別記様式第6号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する請求書の提出があつたときは、速やかに見舞金を支給するものとする。

（見舞金の支給決定の取消し）

第7条 町長は、条例第9条の規定により見舞金の支給決定を取消したときは、見舞金支給決定取消通知書（別記様式第7号）により通知するものとする。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

報告事項２ 旅費宿泊料の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

１ 提案の理由

近年の物価高騰やインバウンド需要の高まりにより、現行で規定している宿泊料の額では対応できない場合が生じてきていることから、宿泊料の改定及びやむを得ず宿泊料を超える場合には実費相当額での支給を可能とします。

また、甲地方及び乙地方の区分について併せて見直しを行うため、関係条例の整理をするものです。

２ 条例の内容

(1) 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正（第１条関係）

特別職の甲地方へ出張の際の宿泊料を現行の 14,800 円から 16,000 円に、乙地方へ出張の際の宿泊料を現行の 11,800 円から 12,800 円に改正します。

(2) 職員等の旅費に関する条例の一部改正（第２条関係）

定額の宿泊料内で実費を支弁することができない場合に、実費相当額を支給できるようにするため、第 20 条第 1 項にただし書きを追加します。

職員の甲地方へ出張の際の宿泊料を現行の 13,100 円から 15,000 円に、乙地方へ出張の際の宿泊料を現行の 9,800 円から 11,800 円に改正します。

(3) 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（第３条関係）

非常勤特別職の甲地方へ出張の際の宿泊料を現行の 14,800 円から 16,000 円に、乙地方へ出張の際の宿泊料を現行の 11,800 円から 12,800 円に改正します。

【甲地方】

区 分	改正前	改正後	増減額
特別職・非常勤特別職	14,800 円	16,000 円	1,200 円
職員	13,100 円	15,000 円	1,900 円

【乙地方】

区 分	改正前	改正後	増減額
特別職・非常勤特別職	11,800 円	12,800 円	1,000 円
職員	9,800 円	11,800 円	2,000 円

(4) 甲地方の変更

甲地方について、東京都特別区及び政令指定都市(札幌市を除く)とします。

改正前	改正後
さいたま市、千葉市、東京都特別区、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市及び福岡市をいい、乙地方とは、甲地方以外の地域をいう。	東京都特別区及び地方自治法第 252 条の 19 第 1 項に基づき政令で指定された地方公共団体(札幌市を除く)をいい、乙地方とは、甲地方以外の地域をいう。

3 施行年月日

令和7年4月1日から施行します。

4 その他

実費精算に係る取扱いについては、別途定めます。

5 条例改正（案）について

旅費宿泊料の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

（特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 特別職の職員の給与に関する条例(昭和30年福島町条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表2 内国旅行の車賃、日当、宿泊料及び食卓料					別表2 内国旅行の車賃、日当、宿泊料及び食卓料				
車賃 (1kmにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)		食卓料 (1夜につき)	車賃 (1kmにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)		食卓料 (1夜につき)
		甲地方	乙地方				甲地方	乙地方	
37円	2,000円	14,800円	11,800円	1,000円	37円	2,000円	16,000円	12,800円	1,000円
備考 宿泊料の欄中、甲地方及び乙地方とは職員の旅費に関する条例(昭和52年福島町条例第31号)で定める地域の例によるものとする。					備考 宿泊料の欄中、甲地方及び乙地方とは職員の旅費に関する条例(昭和52年福島町条例第31号)で定める地域の例によるものとする。				

（職員等の旅費に関する条例の一部改正）

第2条 職員等の旅費に関する条例(昭和52年福島町条例第31号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(旅費の種類)	(旅費の種類)
第6条 (略)	第6条 (略)
2～6 (略)	2～6 (略)
7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額により支給する。	7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額又は実費により支給する。
8～15 (略)	8～15 (略)
(宿泊料)	(宿泊料)
第20条 宿泊料の額は、宿泊地の区分に応じた別表第1の定額による。	第20条 宿泊料の額は、宿泊地の区分に応じた別表第1の定額による。 <u>ただし、別表第1中の宿泊料をもつてその実費を支弁することができない場合は、その実費相当額とする。</u>
2 (略)	2 (略)
別表第1 内国旅行の旅費	別表第1 内国旅行の旅費

1 車賃、日当、宿泊料及び食卓料					1 車賃、日当、宿泊料及び食卓料				
車賃 (1kmに つき)	日当 (1日に つき)	宿泊料 (1夜につき)		食卓料 (1夜に つき)	車賃 (1kmに つき)	日当 (1日に つき)	宿泊料 (1夜につき)		食卓料 (1夜に つき)
		甲地方	乙地方				甲地方	乙地方	
37円	2,000円	13,100円	9,800円	1,000円	37円	2,000円	15,000円	11,800円	1,000円
備考 宿泊料の欄中甲地方とは、さいたま市、千葉市、東京都特別区、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市及び福岡市をいい、乙地方とは、甲地方以外の地域をいう。					備考 宿泊料の欄中甲地方とは、東京都特別区及び地方自治法第252条の19第1項に基づき政令で指定された地方公共団体(札幌市を除く)をいい、乙地方とは、甲地方以外の地域をいう。				

(特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
第3条 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年福島町条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																		
別表第2 内国旅行の車賃、日当、宿泊料及び食卓料	別表第2 内国旅行の車賃、日当、宿泊料及び食卓料																																		
<table><tr><th rowspan="2">車賃 (1kmにつき)</th><th rowspan="2">日当 (1日につき)</th><th colspan="2">宿泊料 (1夜につき)</th><th rowspan="2">食卓料 (1夜につき)</th></tr><tr><th>甲地方</th><th>乙地方</th></tr><tr><td>37円</td><td>2,000円</td><td>14,800円</td><td>11,800円</td><td>1,000円</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	車賃 (1kmにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)		食卓料 (1夜につき)	甲地方	乙地方	37円	2,000円	14,800円	11,800円	1,000円						<table><tr><th rowspan="2">車賃 (1kmにつき)</th><th rowspan="2">日当 (1日につき)</th><th colspan="2">宿泊料 (1夜につき)</th><th rowspan="2">食卓料 (1夜につき)</th></tr><tr><th>甲地方</th><th>乙地方</th></tr><tr><td>37円</td><td>2,000円</td><td>16,000円</td><td>12,800円</td><td>1,000円</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	車賃 (1kmにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)		食卓料 (1夜につき)	甲地方	乙地方	37円	2,000円	16,000円	12,800円	1,000円					
車賃 (1kmにつき)			日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)		食卓料 (1夜につき)																													
	甲地方	乙地方																																	
37円	2,000円	14,800円	11,800円	1,000円																															
車賃 (1kmにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)		食卓料 (1夜につき)																															
		甲地方	乙地方																																
37円	2,000円	16,000円	12,800円	1,000円																															
備考 宿泊料の欄中、甲地方及び乙地方とは職員の旅費に関する条例(昭和52年福島町条例第31号)で定める地域の例によるものとする。	備考 宿泊料の欄中、甲地方及び乙地方とは職員の旅費に関する条例(昭和52年福島町条例第31号)で定める地域の例によるものとする。																																		

附 則
この条例は、令和7年4月1日から施行する。

報告事項 3 福島町犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

福島町犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例の制定に伴い、犯罪被害者等支援の基本となる本条例においても見舞金の支給について規定するものがあります。

また、条例の根拠となる国の犯罪被害者等基本法についても併せて定義するものであります。

2 改正の内容

- (1) 法律名を定義（第 1 条関係）
基本となる法律の犯罪被害者等基本法を定義します。
- (2) 見舞金の支給（第 7 条関係）
犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、見舞金の支給を行うことを規定するものです。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

4 改正する条例案

別紙のとおり

別紙

福島町犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例（案）

福島町犯罪被害者等支援条例(令和5年福島町条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(目的) 第1条 この条例は、福島町(以下「町」という。)における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害等の軽減及び回復に資することを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、<u>犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)に基づき</u>、福島町(以下「町」という。)における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害等の軽減及び回復に資することを目的とする。 <u>(見舞金の支給)</u> <u>第7条 町は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、別に条例で定めるところにより、犯罪被害者等に対し見舞金の支給を行うものとする。</u>
(日常生活の支援) <u>第7条</u> (略) (安全の確保) <u>第8条</u> (略) (就業の支援) <u>第9条</u> (略) (支援を行わないことができる場合) <u>第10条</u> (略) (連携協力) <u>第11条</u> (略)	(日常生活の支援) <u>第8条</u> (略) (安全の確保) <u>第9条</u> (略) (就業の支援) <u>第10条</u> (略) (支援を行わないことができる場合) <u>第11条</u> (略) (連携協力) <u>第12条</u> (略)

(委任)
第12条 (略)

(委任)
第13条 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の福島町犯罪被害者等支援条例の規定は、この条例の施行の日以後において行われた犯罪等による犯罪被害者等について適用する。

報告事項 4 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

1. 改正の理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部改正に伴い、介護離職防止として仕事と介護の両立支援制度について利用しやすい勤務環境の整備をするため、条例の一部を改正するものであります。

2. 改正の内容

(1) 配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等 (第 15 条の 2 関係)

職員に対して介護両立支援制度等の申告、請求又は申出に係る意向を確認するための面談やその他の措置を講ずるため、条文の追加をします。

(2) 勤務環境の整備に関する措置 (第 15 条の 3 関係)

介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、以下の措置を講ずることを条文に追加します。

- ① 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- ② 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- ③ その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

3. 施行年月日

令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

4. 条例改正（案）について

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）

職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年福島町条例第17号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(介護休暇) 第14条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 (略)	(介護休暇) 第14条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者<u>(第15条の2第1項において「配偶者等」という。)</u>で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 (略) <u>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</u> <u>第15条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支</u>

	<u>援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u> <u>2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</u> <u>（勤務環境の整備に関する措置）</u> <u>第15条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>（1） 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u> <u>（2） 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u> <u>（3） その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u>
--	--

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

報告事項 5 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

1. 改正の理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成30年法律第76号）の一部改正がされたことに伴い、当該条例の改正を行うものです。

2. 改正の内容（第18条関係）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、引用条項を下記のとおり整理します。

「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」

↓

「第61条の2第20項」

3. 施行年月日

令和7年4月1日から施行します。

4. 条例改正（案）について

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）

職員の育児休業等に関する条例(平成4年福島町条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(部分休業の承認) 第18条 (略) 2 (略) 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号) <u>第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項</u>の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。	(部分休業の承認) 第18条 (略) 2 (略) 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号) <u>第61条の2第20項</u>の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

報告事項 6 福島町チャレンジスピリット応援条例を廃止する条例

1 廃止の理由

当該条例は、平成 29 年度に地元企業等が行う事業活動に対して町が経済的な支援を行うことで、地域の振興を図ることを目的に制定した「福島町がんばる地元企業等応援条例」を見直し、令和 2 年 4 月より新たに起業する事業者や事業を継承する若者等の支援を目的に制定しております。

「福島町がんばる地元企業等応援条例」及び「福島町チャレンジスピリット応援条例」における延べ 8 年間の支援により、地域生産力の底上げにつながり、地域経済の好循環が図られるとともに、新たな起業者が生まれるなど、地域の振興に一定の成果があったと判断しております。

町では、このような状況を踏まえ、「福島町チャレンジスピリット応援条例」を廃止するものであります。

2 施行期日

令和 7 年 3 月 31 日から施行します。

3 経過措置

- (1) この条例の施行前に指定を受け、助成対象となっている起業者等に対する助成措置については、経過措置を設け、1 年度 300 万円を上限に継続して 3 年間助成することといたします。
- (2) この条例による廃止前の第 7 条（指定及び助成の承継）、第 8 条第 1 項第 2 号（申請事項の変更）、第 9 条（助成の取消し等）及び第 10 条（違約加算金）の規定については、なお従前の例によることとします。

4 条例（案）

福島町チャレンジスピリット応援条例を廃止する条例

福島町チャレンジスピリット応援条例（令和 2 年福島町条例第 5 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 7 年 3 月 31 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この条例の施行前に指定を受け、助成対象となつていない起業者等に対する第 4 条に規定する助成措置については、なお、従前の例による。

2 この条例による廃止前の第 7 条、第 8 条第 1 項第 2 号、第 9 条及び第 10 条の規定については、なお従前の例による。

報告事項 7 福島町水道事業の財務規程の適用に伴う関係条例の整理に関する条例

1 提案の理由

平成31年度より、上水道から簡易水道へ認可を変更し運営している水道事業について、人口減少に伴う事業規模の縮小を見据え、更なる効率化・事務の軽減化を図る目的で、地方公営企業法の「全部適用」から「財務適用」に変更し、それに伴う条例の一部改正をしようとするものです。

これにより、水道職員の身分が企業職員から一般職員になる為、企業職員の分限に関する条例・規則及び、「財務適用」により法の適用から外れる一連の規則・規程についても廃止いたします。

また、水道料金及び供給条件並びに給水の適正な保持について定めている「給水条例」等についても、水道法を始めとする各種法改正等を反映した形で整理、改正いたします。

2 条例の内容

(1) 第1条関係（福島町水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

- ① 地方公営企業法の財務適用を規定する旨の記載の追加
- ② 全部適用時に必要であった「組織」に対する記載の削除
- ③ 職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合の金額を「福島町長の専決処分事項指定条例」との整合性を図り、「100,000円」から「1,000,000円」に改正
- ④ 会計管理者の事務処理に係る権限について明記

(2) 第2条関係（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の廃止）

企業職員の給与等を定めているこの条例を廃止します。

(3) 第3条関係（福島町水道事業給水条例の一部改正）

水道法を始めとする各種法改正を反映している他自治体の条例を参考とし、現状に合った形に改正します。

3 その他（財務適用に伴い廃止する規則等）

制定2件

- ①福島町水道事業会計規則
- ②福島町水道事業給水条例施行規則

廃止13件

- ①地方公営企業法第15条第1項に規定する主要な職員を定める規則
- ②地方公営企業法第39条第2項に規定する町長が定める職に関する規則
- ③企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- ④福島町水道事業職員の給与の支給に関する規程
- ⑤福島町水道事業会計規程

- ⑥福島町水道事業契約規程
- ⑦福島町水道事業公告式規程
- ⑧福島町水道管理規程で定める申請書等の押印の特例に関する規程
- ⑨福島町水道事業建設工事執行規程
- ⑩福島町水道事業建設工事等の入札の経緯と結果並びに予定価格の公表に関する要綱
- ⑪福島町水道事業給水条例施行規程
- ⑫福島町水道事業指定給水装置工事事業者に対する事務取扱要綱
- ⑬異状水量認定基準に関する取扱要領

4 施行期日

令和7年4月1日から施行します。

5 条例改正（案）

福島町水道事業の財務規程の適用に伴う関係条例の整理に関する条例（案）

（福島町水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第1条 福島町水道事業の設置等に関する条例(昭和49年福島町条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（地方公営企業法の適用） 第2条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第2条第3項の規定に<u>基づき、法の全部</u>を適用する。 <u>（組織）</u> <u>第4条 法第7条ただし書及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「施行令」という。)第8条の2の規定に基づき水道事業に管理者を置かないものとする。</u> <u>2 法第14条の規定に基づき町長の権限に属する事務を処理させるため、建設課を置く。</u> （重要な資産の取得及び処分）	（地方公営企業法の適用） 第2条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第2条第3項<u>及び地方公営企業法施行令第1条第2項の規定により、水道事業に法第2条第2項に規定する財務規程等</u>を適用する。 <u>（削る）</u> （重要な資産の取得及び処分）

第5条 (略)

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) **第24条の2第4項**の規定により、水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100,000円以上である場合とする。

(業務状況説明書類の提出)

第8条 町長は、水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに**提出**しなければならない。

2 (略)

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を**提出**することができなかつた場合においては、町長は、できるだけすみやかにこれを**提出**しなければならない。

第4条 (略)

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) **第24条の2の8第8項**の規定により、水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が1,000,000円を超える場合とする。

(会計事務の処理)

第6条 法第34条の2ただし書の規定により、簡易水道事業の出納その他の会計事務のうち次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

(1) 公金の収納又は支払に関する事務

(2) 公金の保管に関する事務

(業務状況説明書類の提出)

第8条 町長は、水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに**作成**しなければならない。

2 (略)

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を**作成**することができなかつた場合においては、町長は、できるだけ速やかにこれを**作成**しなければならない。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の廃止)

第2条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年福島町条例第27号)の全部を廃止する。

(福島町水道事業給水条例の一部改正)

第3条 福島町水道事業給水条例(昭和47年福島町条例第4号)の一部を改正する。

改正前	改正後
目次 第1章 総則(第1条～第4条) 第2章 給水装置の工事 <u>及び費用</u> (第5条～ <u>第13条</u>) 第3章 給水(<u>第14条～第24条</u>) 第4章 料金及び手数料(<u>第25条～第34条</u>) 第5章 管理(<u>第35条</u> ～第40条) 第6章 貯水槽水道(第41条・第42条) 第7章 補則(第43条) 附則 (条例の目的) 第1条 この条例は、福島町水道事業の給水についての料金及び <u>給水装置工事の費用の負担</u> 、その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。 <u>第2条 削除</u> (給水装置の種類) 第4条 給水装置は、次の4種とする。 (1) 専用給水装置 1世帯又は、1箇所で専用するもの。 (2) 共用給水装置 2世帯若しくは2箇所以上で共用するもの。 (3) 船舶給水装置 町の給水施設より船舶に給水するもの。 (4) 私設消火 <u>せん</u> 消防用に使用するもの。 第2章 給水装置の工事 <u>及び費</u>	目次 第1章 総則(第1条～第4条) 第2章 給水装置の工事(第5条～ <u>第11条</u>) 第3章 給水(<u>第12条～第22条</u>) 第4章 料金及び手数料(<u>第23条～第33条</u>) 第5章 管理(<u>第34条</u> ～第40条) 第6章 貯水槽水道(第41条・第42条) 第7章 補則(第43条) 附則 (条例の目的) 第1条 この条例は、福島町水道事業の給水についての料金及びその他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。 (給水区域) <u>第2条 給水区域は、福島町水道事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第26号)第3条に定める給水区域とする。</u> (給水装置の種類) 第4条 給水装置は、次の4種とする。 (1) 専用給水装置 1世帯又は、1箇所で専用するもの (2) 共用給水装置 2世帯若しくは2箇所以上で共用するもの (3) 船舶給水装置 町の給水施設より船舶に給水するもの (4) 私設消火 <u>栓</u> 消防用に使用するもの 第2章 給水装置の工事

用

(給水装置の新設等の申込)

第5条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年、法律第177号。以下「法」という。))第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、町長の定めるところにより、あらかじめ町長に申込み、その承認を受けなければならない。

(新設等の費用負担)

第6条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造又は撤去する者の負担とする。ただし、町長が特に必要があると認めたものについては、町において、その費用を負担することができる。

(工事の施行)

第7条 給水装置工事は、町長又は町長が法第16条の2第1項の指定をした者(法第25条の3の2に規定する指定の更新を受けないことにより失効となつた者を除く。)(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事(修繕に係る工事を除く。)を施行する場合

(給水装置の新設等の申込)

第5条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。))第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、町長の定めるところにより、あらかじめ町長に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 前項の申込みにあたり町長は、必要と認めるときは、利害関係人の同意書又はこれに代わる書類の提出を求めることができる。

(給水装置の新設申込みの保留)

第6条 第2条に定める給水区域内であつても、配水管を布設していない箇所又は水圧の関係により給水が困難であると認められる場合は、給水装置工事の申込みを保留することができる。

(新設等の費用負担)

第7条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし、町長が特に必要があると認めたものについては、町においてその費用を負担することができる。

(工事の施行)

第8条 給水装置工事は、町長が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ町長の設計審

は、あらかじめ町長の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事竣工後に町長の工事検査を受けなければならない。

3 第1項の規定により町長が工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(給水管及び給水用具の指定)

第7条の2 (略)

2 (略)

(工事費の算出方法)

第8条 町長が施行する給水装置工事の工事費は、次の各号に掲げる費用の合計額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。以下「消費税相当額」という。)を加算した額とする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費
- (5) 工事監督費
- (6) 間接経費

査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事竣工後に町長の工事検査を受けなければならない。

3 給水装置工事をする者及びその工事を施行する者は、給水装置の構造及び材質を水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「政令」という。)第6条に定める基準に適合させなければならない。

4 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及びその工事を施行する者は、政令第6条に定める基準に適合する材料を使用しなければならない。

(給水管及び給水用具の指定)

第9条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(削る)

2 前項に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定する費用の算出に関して必要な事項は、別に町長が定める。

(工事費の予納)

(削る)

第9条 町長に給水装置の工事を申し込む者は、設計によつて算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、町長が、その必要がないと認めた工事については、この限りでない。

2 前項の工事費の概算額は、工事しゆん工後に精算する。

(工事費の分納)

(削る)

第10条 前条第1項の工事費の概算額は、新設、改造、修繕の工事に関するものに限り、町長が定めるところにより、町長の承認を受けて、6ヶ月以内において分納することができる。ただし、この場合においては本町在住者にして相当の資力ある者1人以上を連帯保証人として選定することを要する。

2 前項の給水工事は、第1回を分納した後、これを施行する。

3 分割工事費は、毎月その残額の100分の1に相当する金額を加算する。

(給水装置所有権の移転の時期)

(削る)

第11条 町長が、給水装置の工事を施行した場合は、その工事費が完納になるまで町長が当該給水装置の所有権を留保し、その間における管理は、工事申込者の責任とする。

(工事費未納の場合の措置)

(削る)

第12条 町長が施行した給水装置の工事の工事費を、工事申込者が指定期間内に納入しないときは、町長は、その給水装置を撤去することができ

る。

2 前項の規定により給水装置を撤去したときは、その給水装置を処分して未納の工事費、撤去に要した費用及びその他の経費に充当し、なお過不足があるときは、還付又は追徴する。

(給水装置の変更等の工事)

第13条 町長は、配水管の移転その他特別の理由によつて、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、その給水装置の所有者又は水道の使用者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

2 前項の工事費は、その必要を生じさせた者の負担とする。

(給水の原則)

第14条 (略)

(給水の申込)

第15条 (略)

(給水装置所有者の代理人)

第16条 給水装置の所有者が、町内に居住しないとき、又は、町長において必要があると認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、町内に居住する代理人を置かなければならない。

(管理人の選定)

第17条 次の各号の一に該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、町長に届け出なければならない。

(給水装置の変更等の工事)

第10条 町長は、配水管の移転その他特別の理由によつて、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

2 前項の場合において、その工事に要する費用は、原因者の負担とする。

(第三者の異議についての責任)

第11条 給水装置の設置又は管理に関し、利害関係人その他の者から異議があるときは、給水装置工事申込者の責任とする。

(給水の原則)

第12条 (略)

(給水契約の申込)

第13条 (略)

(給水装置の所有者の代理人)

第14条 給水装置の所有者が、町内に居住しないとき、又は町長において必要があると認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、町内に居住する代理人を定め、町長に届け出なければならない。代理人に変更があつたときも又、同様とする。

(管理人の選定)

第15条 給水装置を共有する者又は町長が必要と認める者は、水道の使用についての事項を処理させるため、管理人を選定し、町長に届け出なけ

(1) <u>給水装置を共有する者</u> (2) <u>共用給水装置を使用する者</u> (3) <u>その他町長が必要と認めた者</u> 2 (略) (水道メーターの設置) 第18条 給水量は、町の水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。ただし、町長が、<u>その必要がないと認めたときは、この限りでない。</u> 2 <u>メーターは、給水装置に設置し、その位置は、町長が定める。</u> (メーターの貸与) 第19条 (略) (<u>届出の義務</u>) 第20条 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ町長に届け出なければならない。 (1) (略) (2) 用途を変更するとき。 (3) 消防演習に私設消火<u>せん</u>を使用するとき。 2 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、<u>すみやか</u>に町長に届け出なければならない。 (1)～(4) (略) (共用給水装置の設置及び使用) 第21条 (略)	ればならない。 2 (略) (水道メーターの設置) 第16条 給水量は、町の水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。ただし、町長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。 2 <u>町長は、使用水量を計量するため特に必要があると認めたときは、受水タンク以下の装置に町のメーターを設置することができる。</u> 3 <u>メーターは給水装置に設置し、その位置は町長が定める。</u> 4 <u>メーターの位置が管理上不適切となつたときは、町長は所有者又は使用者の負担において、これを変更改善させることができる。</u> (メーターの貸与) 第17条 (略) (<u>水道の使用中止、変更等の届出</u>) 第18条 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ町長に届け出なければならない。 (1) (略) (2) <u>メーターの口径又は</u>用途を変更するとき。 (3) 消防演習に私設消火<u>栓</u>を使用するとき。 2 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、<u>速やか</u>に町長に届け出なければならない。 (1)～(4) (略) (共用給水装置の設置及び使用) 第19条 (略)
---	--

(私設消火<u>せん</u>の使用) 第22条 私設消火<u>せん</u>は、消防又は、消防の演習の場合のほか使用してはならない。 2 私設消火<u>せん</u>を、消防の演習に使用するときは、町長の指定する町職員の立会を要する。 (水道使用者等の管理上の責任) 第23条 水道使用者等は、善良な注意をもつて、水が汚染し又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに町長に届け出なければならない。 2 (略) 3 <u>メーターの設置場所に、検針、検査及び修繕の支障となる建築物、工作物又は物件を設置してはならない。</u> 4 第1項<u>及び第3項</u>の管理義務を怠つたために生じた損害は、水道使用者等の<u>負担</u>とする。 (給水装置及び水質の検査) 第24条 町長は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があつたときは、検査を行<u>ない</u>、その結果を請求者に通知する。 2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その<u>実質</u>額を徴収する。 (料金の支払義務) 第25条 (略) (料金) 第26条 (略) (料金の算定)	(私設消火<u>栓</u>の使用) 第20条 私設消火<u>栓</u>は、消防又は、消防の演習の場合のほか使用してはならない。 2 私設消火<u>栓</u>を、消防の演習に使用するときは、町長の指定する町職員の立会<u>い</u>を要する。 (水道使用者等の管理上の責任) 第21条 水道使用者等は、善良な<u>管理者</u>の注意をもつて、水が汚染し又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに町長に届け出なければならない。 2 (略) (<u>削る</u>) 3 第1項の管理義務を怠つたために生じた損害は、水道使用者等の<u>責任</u>とする。 4 <u>町長は、第1項の管理義務を怠つた者に対し、水道水の汚染防止又は障害除去のための必要な措置をとることを指示することができる。</u> (給水装置及び水質の検査) 第22条 町長は、給水装置又は供給する<u>水道</u>水の水質について、水道使用者等から請求があつたときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。 2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その<u>実費</u>額を徴収する。 (料金の支払義務) 第23条 (略) (料金) 第24条 (略) (料金の算定)
---	--

第27条 料金は、毎月定例日(料金算定の基準日として、あらかじめ、町長が定めた日をいう。)にメーターにより給水量の計量を行い、その日の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、町長は、定例日以外の日にメーターを計量することができる。この場合において、当該計量は、定例日になされたものとみなす。

2 水道の使用をやめたとき、又は中止したときは、その都度使用水量を計算し料金を算定する。

(使用水量及び用途の認定)

第28条 町長は、次の各号の一に該当する時は、使用水量及びその用途を認定する。

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) 共用給水装置により水道を使用するとき。

(特別な場合における料金の算定)

第29条 月の途中において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は、次の各号に掲げる金額に消費税相当額を加算した額とする。

(1) 使用水量が、基本水量の2分の1以下のとき、基本料金の2分の1

(2) 使用水量が、基本水量の2分の1を超えるときは、1ヶ月として算定した金額

第25条 料金は、毎月定例日(料金算定の基準日として、あらかじめ、町長が定めた日をいう。)にメーターの検針を行い、使用水量に応じその日の属する月分として算定する。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、特別の理由があると認めたときは、定例日以外の日にメーターの検針を行うことができる。

(使用水量及び用途の認定)

第26条 町長は、次の各号の一に該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

(1) (略)

(2) メーターが設置されていないとき。

(3) (略)

(4) 用途その他、算定基準の届出が事実と相違するとき。

(5) (略)

(削る)

(特別な場合における料金の算定)

第27条 月の途中において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は、次の各号に掲げる金額に消費税相当額を加算した額とする。

(1) 使用日数が15日以下で、使用水量が基本水量の2分の1以下のときは、基本料金の2分の1の額

(2) 使用日数が15日を超えるとき又は、使用水量が基本水量の2分の1を超えるときは、基本料金と超過料金との合計額

2 月の中途においてその用途に変更があつた場合は、その使用日数の多い料率を適用する。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第30条 (略)

(水道メーター使用料)

第31条 (略)

(料金及び使用料の徴収方法)

第32条 料金及び使用料は、納入告知書又は集金の方法により毎月徴収する。ただし、やむを得ない理由があるとき町長は、2月以上まとめて徴収することができる。

(手数料)

第33条 手数料は、次の各号の区別により、申込者から申し込みの際、これを徴収する。ただし、町長が、特別の理由があると認めた申込者からは、申込後、徴収することができる。

(1) 町長が給水装置工事の設計をするとき、新設1件につき2,200円、改造1件につき1,300円とする。

(2) 第7条第1項の指定をするとき、1件につき10,000円とする。

(3) 第7条第2項の設計審査(使用材料の確認を含む。)又は工事検査をするとき、新設1件につき2,200円、改造1件につき1,300円とする。

2 月の中途においてその用途に変更があつた場合の**料金**は、その使用日数の多い料率によつて算定し、その使用日数が等しいときは、変更後の用途の料金により算定する。

(無届使用に対する認定)

第28条 前使用者の給水装置を町長に無届けで使用した者は、前使用者に引き続いて使用したものとみなす。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第29条 (略)

(水道メーター使用料)

第30条 (略)

(料金及び使用料の徴収方法)

第31条 料金及び使用料は、納入通知書又は集金の方法により毎月徴収する。

(手数料)

第32条 手数料は、次の各号の区別により、申込者から申し込みの際、これを徴収する。ただし、町長が、特別の理由があると認めた申込者からは、申込後、徴収することができる。

(削る)

(1) 第8条第1項の給水装置工事事業者の指定をするときは、1件につき10,000円とする。

(2) 第8条第2項の給水装置工事の設計審査をするときは、新設1件につき2,200円、改造1件につき1,300円とする。

(3) 第8条第2項の給水装置工事の工事検査をするときは、新設1件につき2,200円、改造1件につき1,300円とする。

2 第35条に規定する検査に係る手数料については、新設1件につき4,400円、改造1件につき2,600円とする。

(料金、手数料等の軽減又は免除)

第34条 町長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、料金、使用料及び手数料その他の費用を軽減又は免除することができる。

(給水装置の検査等)

第35条 (略)

(給水装置の基準違反に対する措置)

第36条 町長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 町長は、水の供給を受ける者の給水装置が、町長又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを検査により確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第37条 町長は、次の各号の一に該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(削る)

(料金、手数料等の軽減又は免除)

第33条 町長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によつて納付しなければならない料金、使用料及び手数料その他の費用を軽減又は免除することができる。

(給水装置の検査等)

第34条 (略)

(給水装置の基準違反に対する措置)

第35条 町長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 町長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第36条 町長は、次の各号の一に該当するときは、水道の利用者等に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1) 水道の利用者が<u>第8条、第23条第2項、第26条又は第31条、第33条の規定による工事費、修繕費、料金若しくは使用料又は手数料</u>を指定納期限内に納入しないとき。 (2) 水道の利用者が、正当な理由がなく、<u>第27条</u>の使用水量の計量又は<u>第35条</u>の検査を拒み、又は妨げたとき。 (3) 給水<u>せん</u>を、汚染のおそれのある器物又は、施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。 (給水装置の切り離し)	(1) 水道の利用者等が<u>第10条第2項、第16条第4項の工事費、第21条第2項の修繕費、第24条の料金、第39条の使用料、第32条の手数料、その他本条例の規定により納付する金額</u>を指定納期限内に納入しないとき。 (2) 水道の利用者等が、正当な理由がなく、<u>第25条</u>の使用水量の計量又は<u>第34条</u>の検査を拒み、又は妨げたとき。 (3) 給水<u>栓</u>を、汚染のおそれのある器物又は、施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。 (給水装置の切り離し)
<u>第38条</u> (略)	<u>第37条</u> (略)
(過料)	(給水装置操作の禁止)
<u>第39条</u> (略)	<u>第38条</u> (略)
第39条 町長は、次の各号の一に該当する者に対し、50,000円以下の過料を科することができる。 (1) (略) (2) 正当な理由がなく、<u>第18条第2項、第27条、第35条、第37条の規定によるメーターの設置、給水量の計量、給水装置の検査、給水の停止を拒み、又は妨げた者</u> (3) <u>第23条第1項</u>の給水装置の管理義務を著しく怠つた者 (4) <u>第26条又は、第31条、第33条の規定による料金若しくは使用料又は、手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした</u>	第39条 町長は、次の各号の一に該当する者に対し、50,000円以下の過料を科することができる。 (1) (略) (2) 正当な理由がなく<u>第10条の給水装置の変更の工事施工、第16条のメーターの設置、第25条の使用水量の計量、第34条の検査及び第35条、第36条の給水の停止を拒み、又は妨げた者</u> (3) <u>第21条</u>の給水装置の管理義務を著しく怠つた者 (<u>削る</u>)

者 (5) 私設消火<u>せん</u>を消防以外に使用した者 (料金を免れた者に対する過料) 第40条 町長は、詐欺、その他、不正の行為によつて、<u>第26条、第31条、第33条の規定による料金若しくは使用料又は手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)</u>以下の過料を科することができる。	(4) 私設消火<u>栓</u>を消防以外に使用した者 (料金を免れた者に対する過料) 第40条 町長は、詐欺、その他、不正の行為によつて<u>第24条の料金、第30条の使用料又は第32条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)</u>以下の過料を科することができる。
--	--

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

報告事項 8 福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

国民健康保険の広域化は、令和 6 年度の保険料水準の統一及び令和 12 年度の北海道市町村統一保険料の導入に向け、町では毎年税率を見直し改正しております。

令和 6 年度までは、被保険者の負担軽減を図るため、北海道が示した標準保険料率に対して約 50 % を反映した改正としてきました。

このたび、北海道から令和 7 年度の標準保険料率が示されたことから、標準保険料率に沿った税率に改正いたします。

また、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、基礎課税分及び後期高齢者支援金等の賦課限度額の課税限度額の引き上げ及び保険税の負担軽減を図るため、5 割軽減と 2 割軽減の判定に適用する判定所得を引き上げる改正が行われております。

当町においては、これまでも国に準じた額に改正しておりますので、当条例の一部を改正するものであります。

2 改正の内容

(1) 保険税率の改正

(第 3 条、第 5 条、第 5 条の 2、第 6 条、第 7 条、第 7 条の 2、第 8 条、第 9 条、第 9 条の 2、第 23 条関係)

【現行税率との比較】

区 分		現 行	改正案	増 減
基礎課税分 (医療分)	所得割	7.85 %	8.33 %	0.48 %
	均等割	25,300 円	27,700 円	2,400 円
	平等割	26,000 円	27,400 円	1,400 円
後期高齢者 支援金等分	所得割	2.60 %	2.53 %	▲0.07 %
	均等割	8,400 円	8,800 円	400 円
	平等割	7,400 円	8,800 円	1,400 円
介護納付金分	所得割	1.80 %	1.96 %	0.16 %
	均等割	8,000 円	8,900 円	900 円
	平等割	5,300 円	7,000 円	1,700 円
計	所得割	12.25 %	12.82 %	0.57 %
	均等割	41,700 円	45,400 円	3,700 円
	平等割	38,700 円	43,200 円	4,500 円

(2) 課税限度額の改正（第2条、第23条関係）

基礎課税分（医療分）に係る限度額が1万円、後期高齢者支援金等分に係る限度額が2万円引き上げ、併せて3万円引き上げとなります。

区 分	現 行	改正案	増 減
基礎課税分（医療分）	65万円	66万円	1万円増
後期高齢者支援金等分	24万円	26万円	2万円増
介護納付金分	17万円	17万円	—
計	106万円	109万円	3万円増

(3) 軽減判定所得の改正（第23条関係）

保険税の軽減判定所得を見直し、5割軽減と2割軽減判定に使われる額を引き上げることにより負担の軽減を図ります。

判定所得区分	現 行	改正案	増 減
5割軽減	29.5万円	30.5万円	1.0万円増
2割軽減	54.5万円	56万円	1.5万円増

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和7年4月1日から施行します。

(2) 適用区分

この条例による改正後の福島町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度以前の年度分の国民健康保険税については、従前の例によることとします。

報告事項 9 福島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援事業等の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の公布により、関係する条例について所要の改正を行うものであります。

2 改正の内容

(1) 第 15 条関係

地域包括支援センター運営協議会の省令定義規定を「第 140 条の 66 第 1 号イ」に改正するものであります。

3 施行期日等

この条例は、公布の日から施行します。

4 条例改正（案）

福島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

福島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成 27 年福島町条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(指定介護予防支援の業務の委託) 第15条 （略） （１） 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則 第140条の66第1号ロ(2) に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経なければならないこと。 （２）～（４） （略）	(指定介護予防支援の業務の委託) 第15条 （略） （１） 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則 第140条の66第1号イ に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経なければならないこと。 （２）～（４） （略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告事項 10 福島町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援事業等の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の公布により、関係する条例について所要の改正を行うものであります。

2 改正の内容

(1) 地域包括支援センターにおける職員の柔軟化（第4条関係）

ア 地域包括支援センターに配置すべき職員の員数について、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合には、常勤換算方法により配置基準を満たすことができるよう改正します。

イ 地域包括支援センターの効果的な運営に資すると地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合には、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一つの区域として、常勤の職員を複数の地域包括支援センターに配置することができるよう改正します。

3 施行期日等

この条例は、公布の日から施行します。

4 条例改正（案）

福島町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

福島町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例(平成27年福島町条例第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第4項の規定に基づき、地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準を定めるものとする。 (地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数) 第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000	(趣旨) 第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第5項の規定に基づき、地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準を定めるものとする。 (地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数) 第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000

人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数

_____は、原則として
次のとおりとする。

(1) · (2) (略)

(3) 主任介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。次項第2号において「省令」という。))第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。)その他これに準ずる者 1人

人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数（地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。第3号において「省令」という。）第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）は、原則として次のとおりとする。

(1) · (2) (略)

(3) 主任介護支援専門員(省令第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。

_____)その他これに
準ずる者 1人

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。 (1) (略) (2) 前項の基準によつては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると福島町地域包括支援センター運営協議会(省令第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。次号及び次条において同じ。)において認められた場合 (3) (略) <table border="1"> <tr> <th>(略)</th><th>(略)</th></tr> <tr> <td>おおむね1,000人未満</td><td>前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人</td></tr> <tr> <td>おおむね1,000人以上2,000人未満</td><td>前項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。)</td></tr> <tr> <td>おおむね2,000人以上3,000人未満</td><td>専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人</td></tr> </table>	(略)	(略)	おおむね1,000人未満	前項各号 に掲げる者のうちから1人又は2人	おおむね1,000人以上2,000人未満	前項各号 に掲げる者のうちから2人(うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。)	おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の 前項第1号 に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人	員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。 (1) (略) (2) 第1項の基準によつては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると福島町地域包括支援センター運営協議会_____ _____ _____ において認められた場合 (3) (略) <table border="1"> <tr> <th>(略)</th><th>(略)</th></tr> <tr> <td>おおむね1,000人未満</td><td>第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人</td></tr> <tr> <td>おおむね1,000人以上2,000人未満</td><td>第1項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。)</td></tr> <tr> <td>おおむね2,000人以上3,000人未満</td><td>専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人</td></tr> </table>	(略)	(略)	おおむね1,000人未満	第1項各号 に掲げる者のうちから1人又は2人	おおむね1,000人以上2,000人未満	第1項各号 に掲げる者のうちから2人(うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。)	おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の 第1項第1号 に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人
(略)	(略)																
おおむね1,000人未満	前項各号 に掲げる者のうちから1人又は2人																
おおむね1,000人以上2,000人未満	前項各号 に掲げる者のうちから2人(うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。)																
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の 前項第1号 に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人																
(略)	(略)																
おおむね1,000人未満	第1項各号 に掲げる者のうちから1人又は2人																
おおむね1,000人以上2,000人未満	第1項各号 に掲げる者のうちから2人(うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。)																
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の 第1項第1号 に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人																

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

報告事項 1 1 福島町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに
水道技術者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

国は、水道工事に携わる職員数の減少に伴い、布設工事監督者や水道技術管理者の確保が困難となっていることから、これらの資格要件を緩和する方向で水道法施行令及び施行規則の見直しを行いました。

当町においても国の改正を受け、これらに係る条例の一部を改正いたします。

2 改正の内容

「布設工事監督者」及び「水道技術管理者」の資格要件において、「学科の要件」と「実務従事の実験年数」を緩和

3 施行期日

令和7年4月1日から施行します。

4 条例改正（案）

福島町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

改正前	改正後
(布設工事監督者の資格) 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。) <u>の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (2) 学校教育法による大学 <u>の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関</u>	(布設工事監督者の資格) 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める <u>布設工事監督者が有すべき</u> 資格は、次のとおりとする。 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。) <u>又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (2) 学校教育法による大学 <u>又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれ</u>

する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

に相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程(以下「専門職大学前期課程」という。)を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校(次号において「短期大学等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあつては、修了した後、次号において同じ。)、2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校(次号において「高等学校等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (7) 5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 第1号又は第2号の卒業者であつて、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) (略)

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者

(8) 第1号又は第2号の卒業者であつて、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(9) 外国の学校において、第1号から第6号までにに規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10) (略)

(11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であつて、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

(1) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあつては、修了した後)、同項第1号に規定

- (2) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)については6年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した(当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程(以下この号において「専門職大学前期課程」という。))を修了した場合を含む。)後、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以

する学校を卒業した者については1年6月以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者(専門職大学前期課程にあつては、修了した者)については2年6月以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (2) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあつては、修了した後)、同項第1号に規定する学校を卒業した者については2年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者(専門職大学前期課程にあつては、修了した者)については3年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した後(当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については2年6月以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者(専門職大学前期課程に

上、同条第3号に規定する学校の卒業生(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業生については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業生ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 国土交通大臣の登録を受けた者が行う水道に関する講習の課程を修了した者

あつては、修了した者)については3年6月以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については4年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の学校を卒業した者(専門職大学前期課程にあつては、修了した者)ごとに規定する最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上下水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であつて、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であつて、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

報告事項 1 2 福島町森林整備計画の策定について

1 計画策定の理由

令和6年12月25日に北海道が策定した渡島檜山地域森林計画（以下「地域森林計画」という。）の公表があったことから、森林法第10条の5第4項の規定に基づき、福島町森林整備計画を地域森林計画に適合する必要があります。

町では、地域森林計画との整合性を図るため、10年一期として令和2年に策定した計画について、新たに後期5か年を勘案した内容とするよう、令和7年4月1日を始期する計画を策定するものです。

2 主な計画内容

令和7年4月1日を始期とする当計画は、前計画との大きな変更点はなく、「森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法等」に関する内容の追加及び「公益的機能別施業森林及び木材生産機能の維持増進を図る森林区域の見直し」並びに「一部文言」の修正となっております。

（1）森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法等

カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害について、ナラ類資源の保続に大きな影響を与えるおそれがあることから、被害木を早期に発見するため、関係機関が連携して巡視活動を行うとともに、森林所有者や地域住民の協力を得られるよう普及啓発に努める内容を追加しております。

（2）公益的機能別施業森林及び木材生産機能の維持増進を図る森林区域

森林の現状に沿った森林のゾーニングとするため、「水源涵養林」、「山地災害防止林」、「木材等生産林」の区分の見直し等を行っております。

（3）文言整理

地域森林計画と整合性を図るよう文言を整理。

3 計画策定に係る事務スケジュール等について

令和7年3月末日の計画決定に合わせ、次のとおり作業を進めております。

- （1）令和7年1月 福島町森林整備計画（案）公告・縦覧（概ね30日間）
- （2）令和7年2月 渡島西部4町森林整備計画実行管理推進チーム会議関係者による協議
- （3）令和7年3月 福島町議会定例会3月会議上程

- (4) 令和7年3月 北海道知事協議・同意及び計画決定
- (5) 令和7年3月末 福島町森林整備計画の公表

4 計画の始期

令和7年4月1日から適用します。